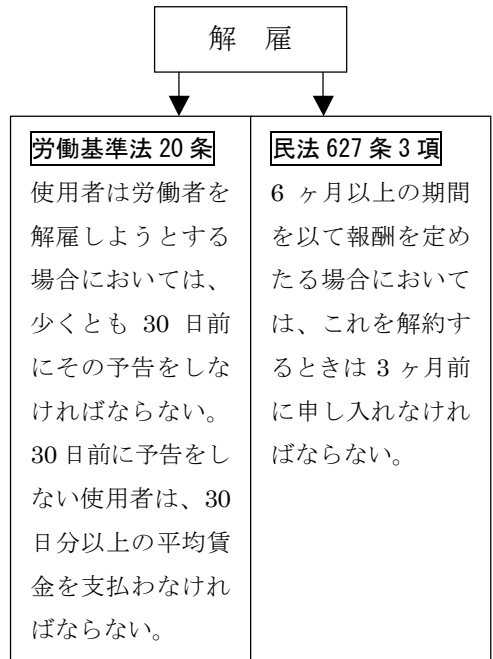


年俸制社員と解雇予告手当との関係 (労働基準法と民法)

労働基準法第20条(解雇の予告)の規定によると、正社員、パートタイマー、アルバイトなどの雇用形態を問わず、労働者を解雇する場合は、少なくとも30日前の予告又は30日分以上の平均賃金の支払いを規定しています。これは年俸制の社員も労基法上の労働者である以上、同様の扱いとなります。よって年俸制社員を即時解雇する場合であっても、使用者は、30日分の平均賃金を支払うことで労基法上はクリアします。

これに対し、民法第627条(契約解除)第3項では、6ヶ月以上の期間を以て報酬を定めた場合においては、これを解約するときは3ヶ月前に申し出る旨を規定しています。この規定によると、年俸社員が即時解雇された場合、その解約の申し入れ(解雇)が、当事者の合意による解約でないときは、**民事上の損害賠償**として、3ヶ月分の賃金を請求することも可能とする考え方も浮上します。



●**労務管理上の対策**
 年俸制社員を解雇する場合、**民事損害賠償まで配慮**すると3ヶ月前にその予告をすることが望ましいでしょう。

労務と税務で異なる被扶養者の範囲

所得税法と健康保険法では立法目的が異なりますので、所得税法で扶養親族とされる者がただちに健康保険法の被扶養者とはならないケースも実務上多々あります。

* **健康保険法の被扶養者**とされるには、**主として被保険者の収入によって生計を維持**されている次の範囲の親族でなければなりません。

- (1) 配偶者 (内縁関係を含む)
- (2) 3親等内の血族および3親等内の姻族 (内縁関係の配偶者の子、父母を含む)

なお、生計維持関係の有無については、被扶養者とされる者の収入が重要な基準となり、年収が130万円(60歳以上の者または障害者は180万円)未満であることが必要です。

* **所得税法で控除の対象となる扶養親族等**は、**納税者と生計を一にする**次の者とされています。

- (1) 配偶者 (内縁関係は含まない)
- (2) 6親等内の血族および3親等内の姻族
- (3) 児童福祉法による里親に委託された里子
- (4) 老人福祉法による養護受託者に委託された老人

なお、扶養親族等とされる者の年間所得は38万円(給与所得者の場合は年収103万円)以下でなければなりません。この点で健康保険法の被扶養者と所得基準が異なります。また、所得税法では納税者と生計を一にしていれば、必ずしも同居している必要はないのですが、**健康保険法**では被保険者の配偶者、直系尊属、子、孫、弟妹を除き、**同居し家計を共同**にしていることが必要です。

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。送信リストから削除させていただきます。よろしくお願ひします。

FAX番号 45-7166 不要 貴社名 _____